

# 川崎市立今井中学校いじめ防止基本方針

## 1 令和6年度 学校経営計画

学校教育目標	○心身の健康	○自他の尊重	○生き甲斐の発見
--------	--------	--------	----------

**教育方針**  
 子どもに寄り添い子どもを真ん中にした教育活動  
 ～学び合い・認め合い・高め合い～

《めざす生徒像》  
 自ら考え行動できる生徒  
 思いやりをもち互いに認め合える生徒

中期学校経営目標（5年目標） → 学校運営の4つの評価領域

確かな学力	豊かな心	健やかな心身	生きる力
確かな学力の定着と主体的・対話的で深い学びを実現できる教育の推進	思いやりのある豊かな心を育てる教育の推進	健やかな心身を育てる安心安全な教育の推進	体験的な学びを通して自ら考え行動する力を育てる教育の推進

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

○主体的・対話的で深い学びを推進する授業改善 ○適正な学習評価と指導と評価の一体化の充実 ○支援教育の充実	○生徒主体の教育活動の充実 ○かわさき共生*共育プログラム活用の充実 ○校内いじめ防止対策・支援会議の充実	○心身の健康を自己管理する能力の育成 ○教育相談の充実 ○適正な部活動の運営 ○防災訓練の充実	○3年間を見通した総合的な学習の時間の充実 ○生きる力を育むキャリア在り方生き方教育の推進 ○地域に開かれた学校づくり ○小学校との連携
---	---	--	---

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「できた・わかった」が実感でき、生徒の主体性を引き出す授業の実践</li> <li>・校内授業研究の推進</li> <li>・評価規準・ガイダンスシートの提示と多面的な評価による教科指導の実践</li> <li>・誰もがわかりやすい授業の実践</li> <li>・支援を必要とする生徒への個別対応の充実</li> <li>・学習室の有効な活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書活動の推進</li> <li>・生徒の実態に応じた計画的な道徳教育の実践</li> <li>・生徒会活動の充実とリーダーの育成</li> <li>・学校行事を通じて、自他の尊重と自己肯定感の育成</li> <li>・体験を重視した教育活動の充実</li> <li>・エクササイズの実践と効果測定による学級経営の充実</li> <li>・きめ細やかな生徒指導</li> <li>・未然防止と迅速なケース会議の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の継続</li> <li>・熱中症対策や情報モラル教育の実践</li> <li>・適切な健康診断の実施</li> <li>・傾聴を心掛けた生徒が安心して相談できる環境づくり</li> <li>・安全で充実した部活動の実践</li> <li>・目的意識を持った訓練等の実施と防災感の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と連携した防災教育の実践</li> <li>・様々な行事や体験活動から人間形成能力の育成</li> <li>・コミュニティースクールや地域教育会議の活性化</li> <li>・HP・学校だより・説明会・公開週間での情報発信</li> <li>・小中交流会の充実</li> </ul>
--	--	---	---

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

「いじめ防止対策推進法」より

## 4 学校が実施する取組

### （1） いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめ防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### （2） いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策委員会の設置

### 校内いじめ防止対策委員会の役割

校内いじめ防止対策委員会（以下、「対策委員会」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

### ② いじめられた生徒への支援

- ・もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- ・生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- ・心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ③ いじめた生徒への指導

- ・よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- ・いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対しての心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

### ④ 周囲の生徒への指導

- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解さ

せませ。

- ・いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- ・必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

- ・いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- ・解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

#### ⑥ 重大事態への対応

- ・重大事態への対応は、市のいじめ防止基本方針に基づいて適正に対応していきます。

## 5 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭  
教務主任、各学年主任、個別級主任、生徒指導担当、養護教諭  
支援教育コーディネーター  
スクールカウンセラー

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・・・・・・校長
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導担当
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教務主任、生徒指導担当
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導担当
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・道徳主任
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・生徒指導担当、支援教育コーディネーター  
1年・・・・・・・・・・・・・1学年主任  
2年・・・・・・・・・・・・・2学年主任  
3年・・・・・・・・・・・・・3学年主任
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・生徒指導担当、支援教育コーディネーター
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・支援教育コーディネーター

### 【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活福祉委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒会本部担当
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・PTA校外委員会担当
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・地域教育会議担当

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導担当
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導担当、支援教育コーディネーター

## 6 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針，重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認，役割分担</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取り扱いについて</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの実施①</li> <li>・生徒理解研修会（特別な配慮が必要な生徒の報告、共通理解）</li> <li>・教育相談の実施①</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・二者面談</li> <li>・いじめ防止標語の募集（生徒会本部・生活委員会）等</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・前期学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> <li>・前期学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> <li>【生徒指導点検強化月間】の取組 （アンケート、生徒への啓発、職員研修会の実施）</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの実施②</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・生活安全教室実施</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの実施③</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・いじめ防止対策に関する研修会</li> <li>・教育相談の実施②</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの実施④</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・後期学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> <li>・後期学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの実施⑤</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・人権にかかわる授業実施</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの実施⑥</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の実施③</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの実施⑦</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>【学校体制振り返り月間】の取組</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 生徒の自主的な取組

#### 【自主的な企画・運営】

- ・集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動や朝清掃

#### 【交流活動の活性化】

- ・縦割り活動
- ・地域にある職場での体験学習（2学年 職場体験学習）
- ・生徒会活動（朝のあいさつ運動、今井中ボランティアでの緑化活動）
- ・小中連携活動（授業・部活動体験）
- ・地域教育会議など地域行事での交流活動

#### 【啓発活動】

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施
- ・社会を明るくする運動に係る標語の募集
- ・年間テーマの設定、掲示

### 保護者の取組（PTA）活動

- ・広報誌での呼びかけ

### 地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・地域教育会議の活動